

第11期富山県分別収集促進計画(概要版)

1 計画策定の趣旨

容器包装リサイクル法に基づき、令和4年8月に策定した第10期富山県分別収集促進計画を改定し、本県における市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量等を示すとともに、分別収集の促進のために本県が行う施策を明らかにするものです。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示します。

- ・容器包装廃棄物の3Rの推進
- ・市町村における適正かつ効率的な分別収集及び円滑な引渡しの促進
- ・県民、事業者、行政（県・市町村）等が相互に理解・連携した取組みによる循環型社会システムの構築

3 計画期間

令和8年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定するものとします。

4 対象とする容器包装廃棄物の種類

容器包装廃棄物の種類	本計画において使用する用語
主としてスチール製の容器包装	スチール製容器包装
主としてアルミニウム製の容器包装	アルミニウム製容器包装
主としてガラス製の容器であって、無色のもの	無色のガラス製容器
主としてガラス製の容器であって、茶色のもの	茶色のガラス製容器
主としてガラス製の容器であって、無色又は茶色のもの以外のもの	その他のガラス製容器
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙容器
主として段ボール製の容器包装	段ボール製容器包装
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	その他紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	P E Tボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装
上記のうち、白色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ
プラスチック循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

5 容器包装廃棄物の排出見込量

[単位：トン]

区分	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	63,782.5	63,093.8	62,472.2	61,712.1	60,886.7

6 特定分別基準適合物の見込量(特定事業者が再商品化義務を負うもの)

[単位:トン]

区分	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
無色のガラス製容器	1,502.4		1,486.6		1,471.8		1,459.0		1,445.3	
	183.6	1,318.8	180.3	1,306.3	177.1	1,294.7	173.9	1,285.1	170.6	1,274.7
茶色のガラス製容器	1,563.5		1,549.6		1,532.5		1,517.5		1,501.4	
	500.5	1,063.0	497.1	1,052.5	490.8	1,041.7	485.5	1,032.0	480.1	1,021.3
その他のガラス製容器	797.9		790.8		784.1		778.9		773.1	
	669.7	128.2	664.1	126.7	658.7	125.4	655.2	123.7	650.9	122.2
その他紙製容器包装	1,450.7		1,438.6		1,427.6		1,416.7		1,402.6	
	480.3	970.4	478.2	960.4	476.1	951.5	473.1	943.6	470.0	932.6
P E T ボトル	1,497.4		1,495.1		1,490.8		1,488.3		1,486.2	
	841.1	656.3	838.4	656.7	835.8	655.0	832.1	656.2	829.7	656.5
その他プラスチック製容器包装	5,029.6		5,000.5		4,967.3		4,934.2		4,899.2	
	890.9	4,138.7	880.5	4,120.0	872.1	4,095.2	861.6	4,072.6	850.0	4,049.2
うち白色トレイ	24.5		22.4		19.4		19.3		16.4	
	0.6	23.9	0.6	21.8	0.6	18.8	0.6	18.7	0.6	15.8
製品プラスチック	1,464.3		1,469.0		1,475.9		1,469.4		1,464.1	
	48.6	1,415.7	47.7	1,421.3	46.8	1,429.1	45.9	1,423.5	44.9	1,419.2

※ 下段左数値は指定法人への引渡予定量、下段右数値は市町村が独自に処理を行う予定量を示す。

7 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量(特定事業者が再商品化義務を負わないもの)

[単位:トン]

区分	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
スチール製容器包装	205.4	201.3	197.9	196.6	191.4
アルミニウム製容器包装	634.7	629.1	621.2	614.8	609.0
飲料用紙容器	80.6	79.4	79.4	78.2	76.1
段ボール製容器包装	5,166.8	5,132.0	5,098.5	5,064.9	5,031.7

8 分別収集の促進のための施策

国の基本方針や「とやま廃棄物プラン」に基づき、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、また相互に協力して、次のとおり実施するものとします。

(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

ア 県民、事業者の協働による3Rの取組みの推進

プラスチック資源循環法の施行（令和4年4月）を踏まえ、プラスチック製の使い捨て容器包装・製品の使用削減などの3Rを推進するため、県民や民間団体などによるごみ減量化や環境美化などの活動に対する必要な支援を行います。

また、「とやまエコ・ストア制度」での資源回収や食品トレイの削減、バイオマストレイ等への転換をより一層促進するため、未登録の事業者に対して登録を呼びかけるとともに、県民には登録店の利用を促します。

さらに、事業者等による資源物の回収拠点を「エコ・ステーション」として認定し、集団回収とともに資源回収を促進します。

イ 環境教育及び環境保全活動の推進

「富山県環境教育等行動計画」（平成29年3月策定）に基づき、幼児、児童向けの環境学習教室の開催など、県民、民間団体、事業者、行政等の主体が連携・協力を図りながら幅広い

年齢層に対する環境教育を推進します。

また、県民一人ひとりが循環型社会について理解を深め、環境保全活動への参加を促進するため、わかりやすい啓発資材の作成や「とやま環境フェア」等のイベント開催など、幅広い普及啓発を展開します。

ウ 3Rの成果の「見える化」の推進

レジ袋の無料配布の廃止や「とやまエコ・ストア制度」、「エコ・ステーション認定」など具体的に目に見える取組みによるごみ減量化やリサイクルの成果の公表、事業者による環境報告書の作成・公表など、3Rの成果の可視化を推進します。

エ エコライフスタイル等への転換の推進

ワンウェイプラスチック製容器包装・製品の使用の削減、分別排出の徹底、不法投棄及びポイ捨て防止について、出前講座や啓発資材の配布等の普及啓発や情報発信を行うことにより、プラスチック資源循環に積極的に取り組む意識の醸成を図るとともに、環境や人、社会に配慮した消費行動「エシカル消費」の普及などエコライフスタイルや、環境配慮型の事業活動への転換を呼びかけます。

(2) 市町村相互間の情報の交換の促進

ア 富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会等の活用

全県的に容器包装廃棄物の分別収集を推進するため、市町村等で構成する富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会等の各種の会議を活用し、市町村職員に対する行政研修や市町村の分別収集の実施状況、再商品化事業者の事業内容、流通ルート、プラスチック資源循環法への対応の検討状況等の情報交換を行います。

イ 分別収集の実施に関する情報の収集及び提供

容器包装廃棄物の分別収集を推進するため、国、他の都道府県、関係業界等から廃棄物の処理や3R、関係法令の制定・見直しの動向など最新の情報を収集し、適宜、市町村等に提供します。

ウ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化の促進

プラスチック資源循環法では、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物についても分別収集、再商品化する仕組みが定められ、これらを一括して分別収集、再商品化することで市町村の負担軽減が期待できることから、この仕組みづくりについて市町村への情報提供や助言を行います。

(3) 計画の進行管理

法の完全施行後 25 年が経過し、本県における分別収集量が横ばいで推移していることから、第10期計画の施策や市町村の取組みについて、検証と評価を行い、分別収集の促進に向けた効果的な施策を検討することとします。

また、第11期計画の施策や市町村の取組みについては、定期的に進行管理を行い、その効果を検証することとします。

(4) その他の排出の抑制や分別収集の促進に関する事項

ア 廃棄物処理施設整備の促進

容器包装廃棄物を効率的に分別収集するため、市町村等による保管施設等の施設の広域的かつ計画的な整備を促進します。

また、施設整備に当たっては、国の循環型社会形成推進交付金制度の活用が図られるよう、国に対して財政支援の充実を要望するとともに、市町村に対して技術的な助言を行います。

イ 効果的な分別区分及び効率的な収集方法等への技術的支援

容器包装廃棄物の分別区分については、効果的な分別区分を設定するとともに、その収集方法についても、収集・運搬車両の整備、収集頻度等について十分検討のうえ、分別収集の質を一層向上させるほか、効率的な収集方法を採用するよう市町村に対して技術的な助言を行いま

す。

また、市町村により分別収集された容器包装廃棄物については、指定法人等への円滑な引渡しを行うよう併せて助言します。

ウ 拠点回収及び集団回収の促進

スーパー・マーケット等の事業者、資源回収業者及び市町村の連携協力を図り、スーパー・マーケット等における拠点回収及び住民団体の集団回収による容器包装廃棄物の分別収集を促進します。

エ 事業者による容器包装の排出抑制、資源回収の促進

「とやまエコ・ストア連絡協議会」を中心として、小売業者における過剰包装の抑制を促進するとともに、レジ袋の無料配布廃止や資源物の店頭回収、食品トレイの削減やバイオマストレイ等への転換、詰め替え商品などの環境配慮型商品の販売促進等を図ります。

また、国に対し、小売店と連携した店頭での資源回収などの横展開や広域的・重点的な広報啓発、情報提供、環境教育教材の作成・配布への支援を要望します。

オ 行政の事業者、消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行

「新県庁エコプラン＜第5期計画＞」（令和3年3月策定）に基づき、詰め替え可能な商品など環境負荷の少ない製品の調達（グリーン購入）等の取組みを実践するとともに、県民、事業者市町村にも同様の取組みを求めていきます。